

食品等輸入届出書

厚生労働大臣 殿

輸入者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び所在地)

(1) 届出受付番号	※1										(2) 氏 名	検疫 太郎										
(3) 届出種別	事前 ☒ 一般 ☐ 計画輸入										(2) 住 所	福岡市博多区沖浜町XX-2-3										
(4) 輸入者コード											(電話番号) 092-271-5873											
(5) 生産国・コード	C	N									中国	(6) 輸入食品衛生 管理者登録番号										
(7) 製造者名、 住所・コード	C	N	Z	Z	9	9	9	9	XXXXX YYYYY CO.,LTD.		※英文で記載してください。											
	NO.3 YYY CITY ZZZ P.R.OF CHINA																					
(8) 製造所名、 住所・コード	C	N	Z	Z	9	9	9	9	XXXXX YYYYY CO.,LTD.		※製造者と同一の場合、「同上」と 記載頂いて構いません。											
	NO.3 YYY CITY ZZZ P.R.OF CHINA																					
(9) 輸出者名、 住所・コード																						
(10) 包装者名、 住所・コード																						
(11) 積込港・コード	C	N	F	O	C	福州空港					(12) 積込年月日	2023	年	5	月	23	日					
(13) 積卸港・コード	F	U	K	福岡空港					(14) 到着年月日	2023	年	5	月	24	日							
(15) 保管倉庫・コード	6	U	W	0	1	日本郵便(株)新福岡郵便局					(16) 搬入年月日	2023	年	5	月	24	日					
	福岡市東区蒲田4-13-70										(19) 届出年月日		年		月		日					
(17) 貨物の記号及び 番号	EC12345670CN EC12345671CN										(20) 事故の有無及び ある場合はその概要	☒ 無 ☐ 有										
(18) 船舶又は航空機の 名称又は便名	EMS										(21) 提出者・コード											
1 (22) 貨物の別	☒ 食品 ☐ 添加物 ☐ 器具 ☐ 容器包装 ☐ おもちゃ										(33) 衛生証明書番号											
(23) 継続の別	☒ 初回(F) ☐ 継続(C) ☐ 更新(U)										(34) 貨物が加工食品 である場合は原材料 ・コード	ETE										
(24) 品目コード	F	6	2	0	1	0	0				・コード	茶葉										
(25) 品 名	ウーロン茶										貨物が器具、容器包装 又はおもちゃである 場合はその材質・ コード	※使用している全ての原材料を 記載します。										
(26) 積込数量・コード	2								C	T												
(27) 積込重量	20.00 kg										(35) 貨物が添加物を 含む食品の場合は 当該添加物の品名・ コード	※2										
(28) 用途・コード	1	小売り用									貨物が添加物製剤 の場合はその成分・ コード	※2 ※2 ※添加物を使用している場合は、 その添加物名を記載してくだ さい。										
(29) 包装種類・コード	K	P	E	ポリエチレン							(いづれの場合も着香の目的で 使用されるものを除く)											
(30) 登録番号1																						
(31) 登録番号2																						
(32) 登録番号3											(36) 貨物が加工食品 であるときは製造又 は加工方法・コード	F 1 0 萎凋→揉捻→発酵→加熱→乾燥→包装										
(37) 備考											届出済印※1											
※商品名、ブランド名等を備考欄に記入してください。 通知番号:6666-7777-8888 ↑EMSの場合、税関からの通信事務郵便に記載の 「通知番号」を記載してください。											<コード表、抜粋&記入方法>											

<注意>

※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。

※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であつて、添加物として使用されるものは規格基準が定められているものに限り、貨物が添加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。

※輸入者の記名押印については、署名により代えることができます。